



---

## これまでの検討経緯

---

令和8年7月27日

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制担当参事官室

# 【概要】今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）

令和8年4月



- 廃棄物処理法等の制度の点検・見直し等を行うため、中央環境審議会に「**廃棄物処理制度小委員会**」を令和6年12月に設置。
- 計9回開催された小委員会においては、**1.不適正スクラップヤード問題への対応**、**2.処理期限以降に覚知されたPCB廃棄物の適正処理の確保の仕組み**、**3.災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検・見直し**について検討を重ね、以下のとおり意見具申をとりまとめた。

## I. 不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進

廃棄物又は有害使用済機器に該当しない雑品スクラップや廃鉛蓄電池等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障が生じていることを受けて、これらの適正な処理を確保するための全国で統一的な法制度の創設等が必要。

### ① 制度の対象となる物品

- 廃鉛蓄電池等の個々の物品に鉛等の有害物質が含まれ、その不適正な保管・処分により生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものと、金属スクラップや雑品スクラップ等の一定程度集積して保管・処分されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものを対象とする。
- 物品が混在して保管されている状態やリチウム蓄電池を内包している等の物品の性質等を踏まえながら対象物品を精査し、包括的な定義付けを検討。

### ② 制度の内容

- 廃棄物に該当しない制度対象物品の保管・処分を業として行う場合、許可制などの事前審査制度を導入。
- 制度対象物品のそれぞれの性質に応じて、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準の検討。
- 適切な環境保全対策が講じられている場合に過度な負担とならないよう配慮。

### ③ 適正処理の確実性を高めるための措置

- 制度対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、帳簿への記載を義務付けること等により、トレーサビリティの仕組みを構築。

### ④ 適正処理の確保により、不適正輸出を防止するための仕組み

- 使用済鉛蓄電池等について、国内処理原則を適用して国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を制度化。

### ⑤ 制度の実効性を高めるための措置

- 現行の有害使用済機器保管等届出制度と比べて罰則を強化すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止。

- 廃棄物となったリチウム蓄電池等の保管時等における他のものとの区分や、産廃委託契約におけるリチウム蓄電池等の含有の有無を明確にするための仕組み等を導入。
- 再生材製造の原料の安定調達のための物流網の効率化（ネットワーク形成）や適正かつ競争力のあるリサイクルを行う再生材製造拠点の構築を進め、再生材供給サプライチェーンの強靱化を図る。

## II. PCB廃棄物に係る対応

高濃度PCB廃棄物の継続的な処理体制の確保とともに、低濃度PCB含有製品にかかる管理の強化が必要。

### ① 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保

- 実証試験の結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、前処理設備の考え方を追加。
- 新たに発見された高濃度PCB廃棄物は都道府県知事への届出を義務付け（現行ルール継続）。特例処分期限等は廃止。発見後一定期間内の処分委託等を義務付け。

### ② 低濃度PCB使用製品に係る管理制度

- 低濃度PCB使用製品の管理の状況について、都道府県知事への届出を義務付け。廃棄の際には一定期間内の処分の委託を義務付け。

### ③ 事務の見直し等

- 都道府県によるPCB廃棄物処理計画、保管及び処分の状況の公表義務を廃止。また、JESCO法の関係規定を見直す。

## III. 災害廃棄物への対応

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理ができるよう、平時の一般廃棄物処理と連動させつつ、発災時における処理の実効性を高める仕組み等の構築が必要。

### ① 専門支援機能

- 自治体の公費解体工事や廃棄物処理に係る事務等について、横断的に調整支援する専門支援機能（機関）に関する規定を整備するとともに、JESCOがその役割を担えるようJESCO法の関係規定を見直す。

### ② 災害支援協定に基づく処理に係る特例措置等

- 市町村が策定する一般廃棄物処理計画の規定事項に、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加。災害支援協定の締結を自治体の努力義務とするとともに、同協定に基づき委託を受けた民間事業者に対する災害時の委託基準の合理化等の特例措置を創設。
- 産業廃棄物の処理施設において、同協定に基づき同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置を拡充。

### ③ 廃棄物最終処分場の受入容量確保に係る特例制度

- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する廃棄物最終処分場に対する指定制度を創設し、自治体が設置者に対して受け入れを求めることができる制度を創設。

---

# 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律等の一部を改正する法律について

---

＜スクラップヤード規制に係る制度改正＞

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要 ～スクラップヤードへの規制強化～

## 背景・課題

- 国際的な資源獲得競争を背景に、再生資源のサプライチェーンの強靱化が不可欠。こうした中で金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードは資源循環の輪の中で重要な役割**を担っている。
- 一部のスクラップヤードにおいて**騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題**に。このような不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。
- 従来、スクラップヤードで扱われている金属等の有価物は、原則、廃棄物処理法の規制対象外。これを悪用し、実際に取り扱っているものが廃棄物であっても、有価物と称して規制逃れを行う事業者も存在。

## 改正内容

- 使用済金属・プラスチック物品の**保管又は再生**を行う事業を行おうとする者は、**都道府県知事等の許可**を受けなければならないものとする。
- 許可業者には、対象物品に応じた**保管や再生に関する基準の遵守**や**帳簿の作成**を義務付ける。
- 基準違反、無許可営業等には、立入検査、改善命令、措置命令、許可取消、罰則等により対処。
- 使用済金属・プラスチック物品のうち、環境汚染のおそれのある物品（バーゼル法の「特定有害廃棄物等」に該当するもの。使用済鉛蓄電池、廃電子基板等。）について、**国内再生原則**を適用するとともに、**輸出の際の環境大臣の確認**を受けなければならないものとする。無確認輸出は罰則の対象。未遂罪、予備罪も措置。

## 施行スケジュール

- 令和8年度内を目途に政省令を整備。
- 法施行前に、受付準備の整った都道府県において許可申請の受付開始、許可審査。
- 法律の公布日（令和8年6月19日）から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日（令和10年12月19日より前）に施行。

不適正なスクラップヤードの例



基準に従ったスクラップヤードのイメージ



# 改正の背景 スクラップヤードへの規制強化関係

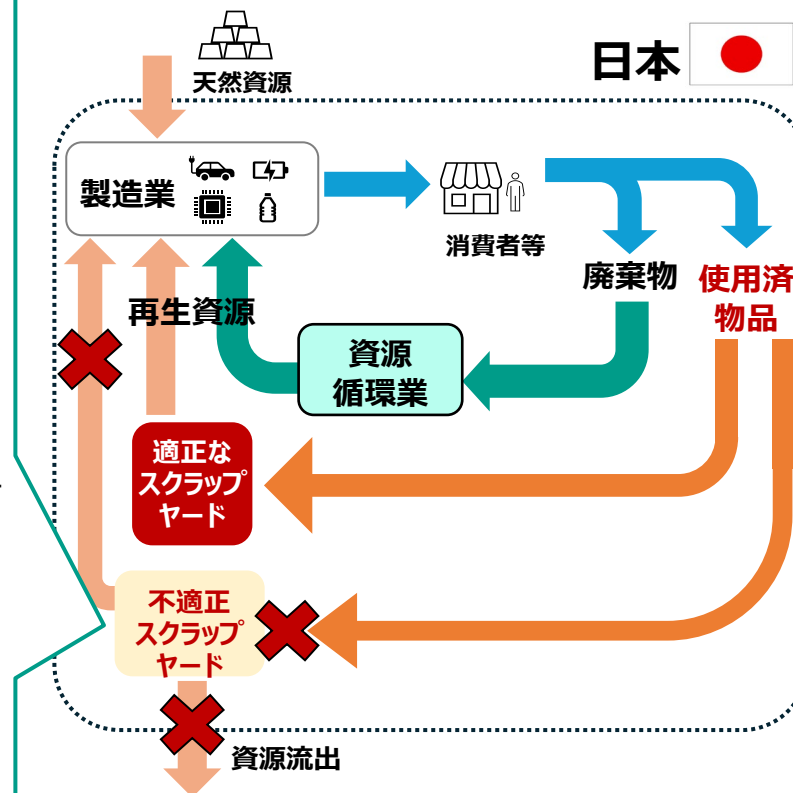
- 一部地域で、スクラップ等の不適正な保管や処分に起因する騒音、水質汚濁、火災の発生等が報告されている。**不適正スクラップヤードに起因する環境汚染の未然防止対策**が必要。
- 不適正スクラップヤードは、環境対策が不十分なことから操業コストが抑えられ、買取価格を通常より高値に設定できる等、適正なスクラップヤードと公正な競争が妨げられており、その解消が重要。
- 国内での**循環資源の回収拡大**や不適正な**国外流出等を抑制し、経済安全保障の確保**に向けても重要。

## ＜不適正スクラップヤードにおける環境保全上の支障＞

- 全国4,625事業場の一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等の問題発生（計275件） ※都道府県等に対する実態調査（環境省令和7年度実施）

| 事業場の分類   | 支障の種類 |                         |           |           |     |          |    |     |    | 計   | 事業場数  |
|----------|-------|-------------------------|-----------|-----------|-----|----------|----|-----|----|-----|-------|
|          | 火災    | Lib<br>土壌・<br>地下水<br>汚染 | 飛散<br>・流出 | 騒音<br>・振動 | 悪臭  | 水質<br>汚濁 | 崩落 | その他 |    |     |       |
| スクラップヤード | 35    | 6                       | 12        | 44        | 103 | 24       | 30 | 8   | 19 | 275 | 4,625 |
| 金属スクラップ  | 7     | 1                       | 3         | 15        | 45  | 6        | 4  | 3   | 7  | 90  | 1,978 |
| 雑品スクラップ  | 21    | 4                       | 2         | 9         | 31  | 8        | 6  | 2   | 8  | 87  | 1,204 |
| プラスチック   | 1     | 0                       | 0         | 8         | 7   | 6        | 2  | 3   | 2  | 29  | 415   |
| その他      | 6     | 1                       | 7         | 12        | 20  | 4        | 18 | 0   | 2  | 69  | 1,028 |

- 各地の自治体において、金属スクラップ、プラスチック等の保管に関する条例の制定が相次いでいる（少なくとも5県8市）



- 法の目的に、有価物である要適正再生使用済金属・プラスチック物品等を追加する。（第1条関係）
- 使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るものを「使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）  
※廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。
- 使用済金属・プラスチック物品であつて、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様に規定。

## 対象物品の考え方

既に本来の用途は終了し  
資源としての価値のみがある  
〔有価物のため現在は規制対象外〕

破損や浸水等を考慮せず、  
ぞんざいに扱われる性格を有している

包括的に規制の網にかけ生活環境  
保全上の支障を未然に防止

## 要適正再生使用済金属・プラスチック物品



（使用済家電等）



雑品スクラップ

（使用済基板等）



金属スクラップ



使用済プラスチック

# 使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制（新設）

- 有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。（第17条の2 関係）
- 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付ける。（第24条の7、第24条の8、第24条の15、第24条の16関係）

※ 都道府県知事の権限は、廃棄物処理法施行令で定める市（指定都市及び中核市を予定）に対して移管する予定。

→ **適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者に事業の許可を与える。**

## <許可対象となる事業>

◆ **保管**（譲渡のためのもの）



◆ **再生**（切断、圧縮、破碎、選別、洗浄等。再生のために行う保管を含む。）



※許可を要しない者

- ①事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である事業者
- ②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

## <許可基準の例> ※詳細は政省令で定める

- ・事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること
- ・事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- ・申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- ・申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと 等

## <基準等の遵守の義務付け>

- ・ **保管、再生の基準**（⇒次ページ）の遵守
- ・帳簿の作成 等

## <有害使用済機器保管等届出制度の廃止>

- ・平成29年改正により導入した、有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止する。 ※同制度対象者は新たな許可制度の対象となる。

## 保管物の高さの制限

周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大〇m等）

## 飛散・流出の防止措置

みだりに人が入り込まないように、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）

## 分別・保管の措置

電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

## 火災の発生・延焼防止措置

仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔〇m以上、保管面積〇m<sup>2</sup>以下等）

## 汚水流出の防止措置

油水分離装置や排水溝を設置する措置

## 掲示措置

保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（〇cm×〇cmの掲示板等）

## 地下浸透の防止措置

油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

## 騒音・振動の防止措置

重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

※適正な事業者が対応できない基準とならないよう、関係業界の御意見にもしっかりと耳を傾けて、具体の基準を検討する。

# 廃棄物処理業者や各種リサイクル法の認可事業者への許可みなし（新設）

- 一般廃棄物処分業者等は、許可を受けないで、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を行うことができるものとする。（第24条の12、第24条の19関係）
- 資源有効利用促進法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、再資源化事業等高度化法の許認可事業者（一部の委託を受けた事業者を含む。）は、再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生を行うことができるものとする。

**既存の廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の設置者、各種リサイクル法等の許認可事業者、委託事業者は許可事業者とみなす。** ※保管基準・再生基準等の遵守も同様に義務付ける。

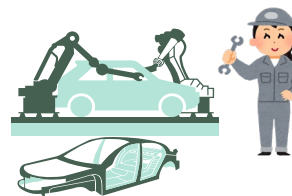
廃棄物処理許可業者等  
（一般廃棄物・産業廃棄物）



資源有効利用促進法  
認定自主回収・再資源化事業者等



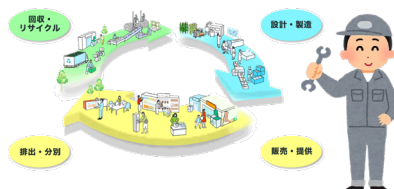
自動車リサイクル法  
解体業者・破砕業者



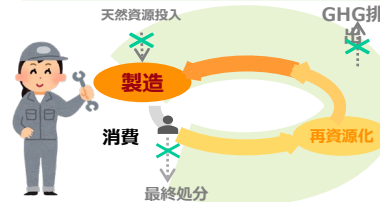
小型家電リサイクル法  
認定事業者等



プラスチック資源循環法  
認定事業者等



再資源化事業等高度化法  
認定事業者等



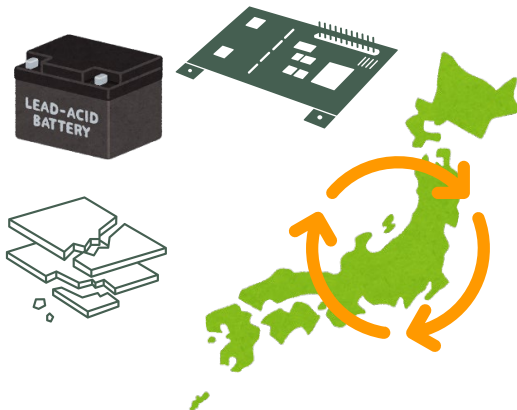
許認可を受けた事業の内容に応じ、**要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等の事業を可能とする。**

- 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものとし、その再生等はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第24条の20関係）
- 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならないものとする。（第24条の21関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様。

➡ **海外での環境汚染防止・国内の適正な再生能力の維持のため、国内再生原則を創設。輸出の際は、国内の設備・基準等に基づく環境大臣の確認を義務付け。**

## 国内再生原則の適用



輸出の際には

## 環境大臣の確認



## 輸出確認の要件

1. 国内の設備・技術に照らし、国内で適正な再生が困難と認められるか
2. 困難でない場合は、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管に支障を及ぼさないか
3. 輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生又は保管が、国内の再生基準又は保管基準を下回らない方法によるものか

※特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の例：  
使用済鉛蓄電池、電子スクラップ、基準未達の使用済プラスチック等

※無確認輸出は罰則の対象。未遂罪・予備罪も措置。

## 生活環境保全上の支障等が生じた場合の措置（新設）、罰則その他

- 許可業者に対する事業停止命令、許可の取消し等の規定や、報告徴収、立入検査等の規定を整備する。（第24条の9、第24条の10、第24条の17、第24条の22～第24条の26関係）
- 廃棄物処理業者に対する罰則と同等の罰則を措置する。 等

➡ **基準等に違反する許可業者には、事業停止命令等により対処。**  
**無許可営業、無確認輸出等の違反には、廃棄物と同等の罰則を措置。**

### 都道府県知事等の命令等権限

- ・ 違反行為等を行う許可業者に対しては、都道府県知事による、**事業停止命令・許可の取消し等**により対応。
- ・ 保管基準等が未適合の場合は改善命令・措置命令等により対応。許可を失った事業者等が**スクラップを放置する事案に対しても、措置命令により対応。**



### 罰則

- ・ 無許可営業、許可不正取得、事業停止命令違反、無確認輸出（未遂含む）等を行った場合には、**最大5年の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金**又はこれを併科する。
- ・ **法人の場合には、最大3億円の罰金**を科する。